

瀬戸内寂聴記念会会則

- 第1条 本会は、「瀬戸内寂聴記念会」と称する。
- 第2条 本会の事務所は、徳島市内に置き本会の所在地とする。
- 第3条 本会は、瀬戸内寂聴氏の業績を顕彰、研究し、その生き方を伝えていくことを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的に賛同する個人、団体を持って組織する。
- 本会に参加を希望する人または退会しようとする人は、事前に事務局に申し出ることとする。
- 第5条 本会は、その目的達成のため、次の事業を行う。
- 1 瀬戸内寂聴氏の文学的業績をはじめとする研究及び顕彰
 - 2 会報（機関誌）の発行（年1回）
 - 3 その他、本会の目的達成のために必要な文化事業
- 第6条 本会の会議は、年一回総会を開催し、必要に応じて臨時総会並びに役員会を開催する。
- 2 総会は全会員をもって構成し、会長が招集しその議長となり、議事は出席者の過半数をもって決する。
 - 3 役員会は役員をもって構成し、会長が招集しその議長となり、議事は役員の過半数をもって決する。
- 第7条 本会に役員を置く
- 会長 1名 副会長 2名 理事 10名以内 監事 2名 事務局長 1名 会計 1名
- 第8条 役員については総会において選任する。
- 第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠による役員の任期は前任の残任期とする。
- 第10条 会長は会務を総括し、副会長は会長を補佐し必要が生じた場合はその職務を代行する。理事は事業計画等に参加し事業の推進に当たる。監事は、会計を監査する。事務局長は、会の総務にあたる。会計は、会計事務に当たる。
- 2 会長は必要に応じて顧問を設けることができる。
- 第11条 本会の経費は、会費、助成金、寄付金、その他の収入を持って充てる。
- 会費は、年額1団体5,000円、1個人3,000円とする。
- 2 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第12条 本会の会則を改正しようとするときは、役員会を経て総会の決議を得なければならない。
- （付則）本会の会則は、2022（令和4）年6月22日より施行する。
- 24（令和6）年6月2日一部改正。